

令和5年12月28日

名古屋城の行為許可の取扱いについて

令和6年4月1日からの名古屋城の行為許可の取扱いについてご案内いたします。

行為許可申請様式の変更について

撮影希望日が令和6年4月以降の申請は、「行為許可申請書」「撮影打合せ票」とともに新しい様式でご提出ください。従前の様式で提出があった場合は受理できません。新しい様式は、名古屋城公式ウェブサイト「利用案内 > 各種申請」よりダウンロードの上、ご利用ください。

- ・撮影希望日が「令和6年3月31日迄」 → 従来の様式を利用
- ・撮影希望日が「令和6年4月1日以降」 → 新しい様式を利用

行為許可使用料について

行為		単価 (円)	備考
業としての写真撮影・動画撮影			
撮影	写真撮影	1,300	撮影者（写真撮影を行う者）1人1日につき ※同日中に撮影者（写真撮影を行う者）が2人以上来城する場合、写真撮影に係る金額は、1,300円×人数分になります。
	動画撮影	15,000	1件1日につき
	城内で催し的に撮影を行う場合	8	1㎡1日につき ※使用時間が正午をまたがない場合は1/2の金額になります。 ※上記「写真撮影」「動画撮影」に左欄の金額が加算されます。
その他（撮影会、講習会等）			
催し	催し（金銭徴収あり）	65	1㎡1日につき ※使用時間が正午をまたがない場合は1/2の金額になります。
	催し（金銭徴収なし）	8	
	催しに伴う設営・撤去	8	
物販等	物販等	65	
	物販等に伴う設営・撤去	8	

※詳細は、申請書ご提出後、内容確認のうえ決定となります。

お問い合わせ先

名古屋城総合事務所 管理活用課

TEL：052-231-1700

E-MAIL：nagoyajo@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp